

東京電力に関する経営・財務調査委員会報告書を踏まえた経営合理化策等の対処方針

平成23年10月28日
原子力損害賠償支援機構
東京電力株式会社

東京電力に関する経営・財務調査委員会(委員会)は、本年10月3日、東京電力が経営合理化等に当たって取り組むべき事項をまとめた。

(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keieizaimutyousa/dai10/siryou1.pdf>)

原子力損害賠償支援機構(機構)と東京電力は、委員会報告に記載された経営合理化等に関する事項及びそれを更に精査・深掘りした事項について、下記の通り、確実に実行する。

※対処方針を踏まえた、今後の具体的行動計画の分類は以下の通り。

イ: 機構も参画した検討・実施体制を確立し、既に定められたアクションプランについて検証した上で、直ちに具体的施策を実行する項目

ロ: 機構も参画した検討・実施体制を確立し、11月中旬にアクションプランを策定した上で、直ちに具体的施策を実行する項目

ハ: 機構も参画した検討体制を確立し、11月中旬に結論を得る時期とそれに向けた検討の段取りを定める項目

| 項目 | | 報告書 | | 対処方針 | 分類 |
|------|--------------|---------|--|---|----|
| 項目名 | 内容 | 記載箇所 | 記載内容 | | |
| 設備投資 | 発電所の新設・リプレース | 2.1.3.3 | 将来の長期的な新規電源開発や既存設備のリプレースを行う際には、独立発電事業者(以下「IPP事業者」という。)等他社電源の有効活用も積極的に検討し、設備投資の効率的な実施を図る必要がある。 | 報告書記載の通り、新規電源開発や既存設備のリプレースを行う際には、独立発電事業者(IPP事業者)等他社電源を最大限有効活用する等、設備投資の抑制・効率化を行う。 | ロ |
| 設備投資 | 流通設備 | 2.1.4.2 | 現在東電が提示している流通設備投資計画は、福島方面での電源の大幅減少や千葉・鹿島方面の緊急設置電源の配置等の震災影響を受けての当初計画からの見直し部分が少なく、基本的には従来計画を踏襲した計画になっていることから、流通設備の使用容量から見て過剰とみられる設備の投資がないかどうか、逆に使用容量から見て不足ないし逼迫していると見られる設備がないかを検証の上、必要に応じて、震災後の状況変化を踏まえた投資計画の見直しを実施すべきである。 | 報告書記載の通り、流通設備については、震災後の電源構成の変化に伴う潮流の変化を踏まえ、現状の投資計画の下では、使用容量が過剰または不足ないし逼迫となっているか否かを検証の上、必要に応じて、投資計画を見直す。 | ロ |
| | | 2.1.4.3 | 今後の流通投資計画を検証するに当たっては、基幹拡充(平成23～32年度総計4,838億円)のうち主要な投資である西上武幹線(総投資額915億円、既支出額498億円)、千葉方面送電網(総投資額591億円、既支出額なし)、共同溝関連(総投資額1,192億円、既支出額683億円)について具体的に内容を確認する必要がある。 | | |
| 設備投資 | 修繕費 | 2.1.5 | 過去実績に比し今後の修繕費計画はやや高い水準にあるが、後述のとおり単価削減効果により引き続き減少傾向となるものとみられる。ただし、安定供給確保の観点から不可欠な修繕が計画から抜け落ちてはいないかについて、今後検証する必要がある。 | 報告書記載の通り、安定供給確保の観点から不可欠な修繕が抜け落ちていないか検証することを前提として、今後とも不要不急な修繕が行われないようにするとともに、後述する調達改革による単価の削減を行うこととする。 | ロ |

| | | | | | |
|-------|--|-------|--|--|---|
| コスト削減 | 全体 ※東京電力の「当面の事業運営・合理化方針」に基づくコスト削減含む | 2.2.2 | コスト削減施策は、全てのコストが「数量」×「単価」の計算式で算出されることから、「数量」と「単価」のそれぞれにおいて削減施策を検討することが可能である。この点、上記で指摘した費用の繰延等による「数量」だけの調整では、修繕費のようにその削減自体が電力の安定供給の確保という視点から問題となるケースもあるため、「単価」削減によるコスト構造の改善策も併せて検討することが必要 | 報告書記載の通り、(東京電力の「当面の事業運営、合理化方針」において示されたコスト削減策も含め)全てのコストについて、「数量」と「単価」のそれぞれにおいて削減施策を検討し、今後10年間で、2兆5,455億円を超えるコスト削減を達成することとする。 | □ |
| コスト削減 | 資材・役務調達 | 2.3.2 | ・関係会社との取引における発注方法の工夫 ・外部取引先との取引構造・発注方法の見直し ・東電グループ内における仕様・設計手法の標準化 | 報告書記載の通り、資材・役務調達について、①関係会社との取引における発注方法の工夫、②外部取引先との取引構造・発注方法の見直し、③東電グループ内における仕様・設計手法の標準化等のコスト削減施策を実行することとする。加えて、設備投資計画の見直しを踏まえ、設備投資の最適化による減価償却費の抑制を行うこととする。 | □ |
| コスト削減 | 買電・燃料調達 | 2.3.2 | ・他社電源購入単価の見直し ・燃料費の中長期的視点による削減 | 報告書記載の通り、買電・燃料調達について、①他社電源購入単価の見直し(短期的な買電購入単価の見直し等(卸電力取引所の活用による供給原価の低減を含む))等に注力するとともに、②燃料費の中長期的視点による削減等のコスト削減施策を実行することとする。 | □ |
| | | 6.2.2 | 東電において卸電力取引所の取引を活用した効率的な経営がなされているかについては、取引コストや電力需給の状況等を勘案しつつ、支援機構において継続的に検証されるべきである。 | | |
| コスト削減 | 業界横断的な調達 | 2.2.3 | 東電単独では実行できない、業界横断的な他電力との仕様・設計の標準化などは、今後の継続検討課題となる。 | 報告書記載の通り、①各電力会社が独自に設定してきた機器の設計・仕様の統一等(スマートメーターの標準化等)、②各電力会社がそれぞれ傘下に有している関係会社の、(管内に限らない)業界横断的な再編、③燃料の共同購入・融通の取組み等といった業界横断的なコストの具体的な削減策について、検討を進める。 | ハ |
| | | 2.2.3 | 東電が取り組むべき課題としては、海外事業者との間で、互いの需要ピーク時期の違いを利用した共同購入・融通の取組み等があり、これについては今後も継続検討されるべきである。 | | |
| | | 2.3.5 | 東電単独による合理化に留まらず、他電力との協同による業界横断的な合理化も視野に入れ、主に下記のとおり中長期的な更なるコスト削減の実現に向けて今後継続検討する。 【他電力との協同による中長期的なコスト削減施策】 ・これまで各電力会社が独自に設定してきた主に機器の設計・仕様の統一 ・各電力会社がそれぞれ傘下に有している関係会社を、管内に限らず業界横断的に再編 | | |
| コスト削減 | その他経費 | 2.2.3 | その他経費には多額少額な費目が多数計上されているが、そのうち電気料金の算定の基礎となる原価の範囲に含まれるか否か慎重な検討を要する可能性がある諸費、研究費、普及開発関係費、消耗品費、養成費等を中心に、これまでの費用計上額の実態を把握した上で、費目毎にコスト削減余地を個別検討した。また、関係団体へ拠出している研究費、寄付金等については、他電力と共同で拠出している状況等を鑑み、業界全体での協議を視野に入れた削減への取組みが今後の継続検討課題となる。 | 報告書記載の通り、関係団体に対して拠出している研究費、寄付金等も含め、全ての費目についてのコスト削減を実行する。 | □ |
| コスト削減 | 関係会社におけるコスト削減 | 2.3.6 | 関係会社においては、東電との取引減少に伴う売上及び変動費の減少を織り込んだ上で、外注化していた業務を内製化することによる委託費の削減、不要不急の投資の抑制、人件費の一律削減等の合理化を実施することにより、売上減少に応じた収支体質の強化を早急に図るべきである。 | 報告書記載の通り、関係会社においても、東電との取引減少に伴う売上減少に応じた収支体質の強化を早急に図るため、①外注化していた業務を内製化することによる委託費の削減、②不要不急の投資の抑制、③人件費の削減といったコスト削減策を実行することとする。 | □ |

| | | | | | |
|-------|----------------|---------|---|--|---|
| コスト削減 | 人件費 (人員数) | 2.4.2.2 | 東電が前記の平成25年度期末までにおいて単体で実施を検討している約3,600人の人員削減は、規模として概ね妥当なものと評価することができる。なお、東電では、当該人員削減については、新規採用の停止及び定年退職等による自然減並びに希望退職の募集等の組み合わせによって実施する方向で検討しており、損害賠償債務履行のための対応業務のピーク時期を考慮すると、委員会としては、その人員削減手法及び時期については概ね妥当な範囲にあると考える。 | 報告書記載の通り、平成25年度期末までにG全体で約7,400人、東京電力単体で約3,600人の人員削減を実行することとする。 | □ |
| | | 2.4.2.3 | 今後、特別事業計画の策定に際して、支援機構が人員数の削減及び削減時期をより具体的に検討するに当たっては、長期的な観点から東電における年齢別の人員構成のあり方、労使間の長期的な関係、有用な人材の流出防止等にも配慮しつつ、東電との間で議論がなされることを期待するものである。 | 報告書記載の通り、具体的な人員数の削減時期等について、年齢別の人員構成のあり方、労使間の長期的な関係、有用な人材の流出防止といった長期的な観点を踏まえ、検討を進める。 | ハ |
| コスト削減 | 人件費 (給与・賞与) | 2.4.3.3 | 東電では、震災後において給与・賞与の削減を実施している。 | 報告書記載の通り、平成23年度6月以降実施している、社員の年収の一律減額措置(管理職は年収の25%の削減(基本年棒10%、業績年棒(賞与)62%の削減)、一般職は年収の20%の削減(月額給与5%、賞与50%以上の削減))について、当面の間は継続することとする。 | イ |
| | | | 震災後東電において実施している給与・賞与の削減の継続をいつまで実施するかについては、支援機構と東電との間において、現在東電が検討している新人事制度と併わせ、特別負担金の支払状況等を考慮した議論が期待される。 | | |
| | | | 東電は、今後の給与について、全体として一律5%削減後の水準を維持しつつ、2年後を目途に従業員のモチベーションを維持しうるメリハリをつけた人事制度に移行する方向で検討している。同制度の導入については、現時点ではその詳細が不明なため評価をすることは困難であるが、委員会としては、詳細設計等が明らかになり次第、支援機構においてその妥当性が検証されるべきと考える。 | 報告書記載の通り、今後の管理職の基本年棒及び一般職の月額給与については、全体として現在の削減後の水準を維持しつつ、2年後を目途に従業員のモチベーションを維持しうるメリハリをつけた新人事・処遇制度に移行することとする。 | ハ |
| | | | 東電は、賞与について、現在の削減割合(一般職の場合50%削減)の水準が当面維持されるものと想定しているが、今後は、給与のみ震災前比5%削減が継続し、賞与については完全に復元がなされた場合の水準が表中②であり、大企業平均及び全産業平均と比べて高水準であること、一方で東電においても一定の範囲で人材の活性化等を図ることが必要となること等の観点があることから、これらを各々踏まえて、支援機構と東電の間で、東電による特別負担金の支払状況等を考慮の上、賞与の支給水準の復元の時期及び範囲についての議論がなされることを期待するものである。 | 報告書記載の通り、震災後継続している賞与削減の復元の時期及び範囲(水準)について、上記新人事・処遇制度と併せ、特別負担金の支払状況等を考慮した検討を進める。 | |
| | | | 時間外労働に係る賃金の割増率については、現状平日30%増等であるところ、これを法定の平日25%増等にまで引き下げることが望ましく、東電においてもその方向で検討予定とのことである。 | 報告書記載の通り、時間外労働に係る賃金の割増率について、法定の平日25%増等にまで引き下げることとする。 | イ |

| | | | | | |
|-------|---------------|---------|--|---|---|
| コスト削減 | 人件費 (年金給付) | 2.4.4.6 | 東電は、DBにつき、現役の従業員のみならず、受給権者についても再評価率の下限を引下げる方向で検討しており、また終身年金の減額についても検討中である。 具体的な手続については、上記のとおり労働組合等との交渉が必要となるが、OBの年金給付を減額の対象とすると、OBの3分の2以上の個別の同意が必要となる。 今後、東電は、特別事業計画の策定に当たって、広く国民の理解を得ることができるよう、国民負担の最小化及び合理化策全体の中での退職給付の位置づけ等を踏まえ、制度変更の具体案について真摯に検討すべきである。 | 報告書記載の通り、確定給付企業年金については、現役の従業員のみならず、受給権者(OB)についても再評価率の下限を引下げ(現役1.5%、受給権者2.25%以下)、また終身年金についても減額すること(30%の削減)に向けて取り組み、平成24年度中の新制度実施を目指す。 | □ |
| コスト削減 | 人件費 (福利厚生) | 2.4.5.2 | 東電からは、①健康保険の負担率の他企業並み負担割合への引き下げ、②各種財形貯蓄については、財形年金貯蓄の廃止(保証利率廃止)、リフレッシュ財形の廃止(なお、住宅財形は存続)、③持ち株奨励金の引下げ、④カフェテリアプランの内容の縮小といった、概ね妥当と考えられる回答を得ている。 | 報告書記載の通り、福利厚生については、①健康保険の会社負担率の引き下げ、②財形年金貯蓄の廃止(保証利率廃止)、リフレッシュ財形の廃止、③従業員持株制度における持ち株奨励金の引下げ、④カフェテリアプランの内容の縮小といったコスト削減策を行うこととする。 | イ |
| 資産売却 | 不動産 | 2.5 | 不動産については、東電単体として当初時価ベースで約1,000億円の売却計画であったが、関係会社保有不動産を含め、電力事業遂行上の制約・売却可能性や不動産の特性を踏まえて仕分けを行いつつ、東電と精査を行った結果、委員会としては、時価ベースで2,472億円の売却を実施し、売却についての制約により売却対象にできない不動産については、賃貸も含めた有効活用を行う方針となった。今後、売却対象不動産については、当該売却想定額を踏まえつつ、個々の売却において経済合理性に従った売却が確実に実行できるかどうか、売却対象でない不動産については、有効活用・処分がきちんとした形でなされていくかどうかを、支援機構においてモニタリングする必要がある。 | 報告書記載の通り、売却対象の不動産については、経済合理性に従った売却が確実に実行できるかどうか、売却対象でない不動産については、有効活用・処分がきちんとした形でなされていくかどうかを、機構においてモニタリングすることとし、再開発物件など手続きに時間を要する物件を除き、原則として3年以内で、約2,472億円相当の不動産の売却を実施することとする。 | イ |
| | | 2.5.1 | 物件の処分時期については、キャッシュフロー上の要請に加えて、売り急ぎによる価値低減の回避等も考慮し、再開発物件など手続きに時間を要する物件を除き、原則として3年以内で売却を完了するよう進めることが適当と見られる。 | | |
| | | 2.5.1 | 東電との協議を踏まえた結果、委員会は、本社機能を有する3件の不動産の処分方針につき、以下のとおり判断した。 ① 東新ビルは、売却予定。 ② 新幸橋ビルは、売却は困難であるものの、地上部に電力の安定供給上重要な設備等がないため、地上部を可能な限り外部に賃貸することとし、具体的な方策については今後検討。 ③ 本店本館は、建物に無線通信鉄塔の他、電力の安定供給上重要な施設・設備等があり、セキュリティ上のリスクや、仮に第三者へ賃貸した場合における失火等運用保守上のリスクがあるため、本社としての自社利用を継続する予定。 | | |

| | | | | | |
|------|----------|---------|--|--|----------|
| 資産売却 | 有価証券 | 2.5 | 有価証券については、その大半を売却するため売却額は3,301億円に達する予定となっているが、現時点で未売却の有価証券も少なくないため、今後、支援機構において、東電が着実に売却計画を達成できるか見守る必要がある。 | 報告書記載の通り、有価証券について、着実に売却計画を達成できるかどうか、機構においてモニタリングすることとし、原則3年以内で、約3,301億円相当の有価証券の売却を実施することとする。東京電力の子会社が保有する有価証券についても同様の扱いとすることとする。 | イ |
| | | 2.5.2 | <p>東電では、東電合理化計画において、東電グループの事業につき、電気事業に必要不可欠な資産構成・組織体制に絞ることを基本的理念に掲げ、抜本的な経営の効率化・合理化に取り組んでいくこととした。具体的に言うと、有価証券については、電気事業の遂行に必要不可欠なものを除き原則売却することとしており、上場株式については原則年内を目途に売却し、非上場株式についても売却効果の高い銘柄を中心に年内に処分を行い、それ以外についても、個別事業を勘案の上、可能な範囲で早期の売却を目指すこととしている。そして、東電の子会社についても東電と同様の扱いとするよう徹底する方針である。</p> <p>これらの取組により、東電は、当初、今後3年間で2,700億円以上の有価証券を売却することとしていたが、委員会の調査を踏まえて東電が精査した結果、今後3年間で売却予定となりうる有価証券の額は315件、3,301億円となることが判明した。</p> | | |
| 資産売却 | 子会社・関連会社 | 2.5 | 事業・関係会社については、当初2,300億円程度の売却計画であったが、当該金額の算出根拠が不明確であったことから、TF事務局にて、ゼロベースで事業・関係会社の売却範囲の見直しと価値評価を検討した結果、1,301億円の売却を見込むことができた。それに加えて、支援機構において、特定の事業・関係会社の売却比率・売却時期等についての共同出資者等との協議を踏まえ、東電は、支援機構とも協議しつつ売却の可否及び売却条件を調整する予定である。 | 報告書記載の通り、子会社・関連会社について、①売却と区分されたものについては原則3年以内に売却を実施し、②売却することとされていないものについては原則年内に事業の継続・非継続の方針を決定することとする。 | イ① ハ② |
| | | 2.6.1.2 | 今回の調査では、時間的な制約がある中で原則として上記方針により事業の継続・非継続を分類したが、当該分類をそのまま前提として特別事業計画を策定して良いかどうか、そして、共同出資者等との協議や事業の特殊性等の理由により分類に際して関係会社ごとの個別事情を特に考慮すべき場合があるかどうか等については、支援機構において、引き続き検討する必要がある。 | | |
| | | 2.6.1.3 | <p>中長期的な視点による検討が求められる8社については、特別事業計画策定後に共同出資者等との協議や事業の将来性の再検討を踏まえて最終的に分類を決定する必要があるため、当該事業の分類の決定については、支援機構にて実施されるべきである。</p> <p>売却時期関係会社を売却するに当たり、売却先や共同出資者等との協議等に時間を要する物件も含め、原則として3年以内に売却することとするが、特段の事情により一定期間有益な役割を担っているなど個別に配慮を要する場合は、売却時期を適切に判断する。</p> | | |

| | | | | | |
|-------------------|-------|---------|--|---|---|
| 資産売却 | 附帯事業 | 2.6.2.2 | <p>附帯事業の今後の方針について、事業ごとに検討した結果は下表のとおりである。各事業の概況を類似ごとに整理すると、</p> <p>① 既存の電気事業設備を利用し、実質的に電気事業と一体の事業 ⇒ 継続</p> <p>② 電気事業との関係性を鑑み、事業規模を縮小する余地はあるものの、外部関係者との関係等から一部継続する必要がある事業 ⇒ 事業規模を縮小して継続</p> <p>③ 電気事業との関係性及び自社での継続の必然性がない事業 ⇒ 非継続</p> <p>の3種類に分類される。</p> | <p>報告書記載の通り、東京電力の附帯事業について、①ガス供給事業、熱(蒸気)供給事業については継続、②不動産賃貸事業、エネルギー設備サービス事業及びコンサルティング事業については事業規模を縮小して継続、③ホームネットワーク事業、給電スタンド事業については非継続とすることとし、非継続とされたものについては処分方針を決定する。</p> | □ |
| ステーク・ホルダーに対する協力要請 | 対金融機関 | 5.1.1 | <p>東電では、4.2.3に記載のとおり、金融機関に対して、緊急融資を除く3月31日以前に発生した借入金債務を対象に、10年間という長期に亘る残高維持等を要請する予定とのことである。</p> <p>当該要請が金融機関に対する協力要請として十分な要請であるか否かについては、特別事業計画の策定の過程において、今後、支援機構において検討されるべきである。また、その際、上記実態連結純資産の試算は、支援機構が資金交付により損害賠償債務の支払原資を供給することが前提になっているため、このような前提を置いて実態連結純資産の試算を行うべきかどうかについては議論がありうところであり、その結論を踏まえた検討も必要である。</p> | <p>東電は、9月末時点において、66行の取引金融機関から、長期借入金3兆4,119億円及び短期借入金4,040億円の合計3兆8,159億円を借り入れている。現在、短期借入金については、取引金融機関に対する協力要請の結果、弁済期に借換えが行われているが、長期借入金については約定どおり弁済されている。なお、上記借入金のうち1兆9,650億円は、東電が震災後に主要な取引金融機関から実行を受けた緊急融資である(以下「緊急融資」という。)</p> <p>委員会報告に記載のとおり、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため、東電のステークホルダーである取引金融機関に対し、東電の借入金について、借換え等による長期に亘る与信の維持及び平成23年3月の借入残高の復元を要請するとともに、東電の資金計画に対する協力としての主要な取引金融機関による追加与信等を要請していくことが、東電の基本的な考え方である。</p> <p>東電は、このような考え方の下、本計画においては、まず、「総合特別事業計画」の認定時までの間、取引金融機関に対し、以下の協力要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての取引金融機関に対し、東電の借入金について、随時借換え等のための融資等を実行することにより、主務大臣による本計画認定時の東電に対する与信を保つことを要請する。すなわち、短期借入金については、その元本相当額について、借換え等を行うことを要請する。また、長期借入金のうち、「総合特別事業計画」の認定時までに弁済期が到来するものについては、その元本相当額について、各弁済期において、借換え等を行うことを要請する。 東電による被害者に対する迅速かつ適切な賠償の実施等に万全を期すため、株式会社日本政策投資銀行に対し、被害者に対する賠償金支払い等を資金使途として、3,000億円の短期の融資枠(コミットメントライン等)を可及的速やかに設定するように要請する。 東電の主要な取引金融機関に対し、緊急融資にかかる資金使途の追加を要請する。 | イ |
| ステーク・ホルダーに対する協力要請 | 対株主 | 5.1.2 | <p>株主に対する協力要請としては、第一に、株主に対し、無配を継続する(無配を継続する期間については、支援機構と協議の上決定されるべきである。)旨の協力要請が考えられる。この点、東電の平成22年度期末配当は無配であり、平成23年度の配当(中間・期末)についても無配の予想となっている。</p> <p>第二に、前述した支援機構における株式の引受の可否の検討の結果、支援機構が東電に対し資本注入をすることが必要となる場合には、株主総会決議において、支援機構による資本注入・既存株式の希釈化を内容とする議案に賛成してもらうことが協力要請の内容になると考えられる。</p> | <p>報告書記載の通り、株主に対する協力要請として、当面無配を継続する。</p> | イ |

| | | | | | |
|------|----------|-----|--|--|---|
| 経営責任 | 経営責任の取り方 | 5.2 | <p>東電の経営者の法的責任の有無については、事故調査・検証委員会の検証結果や本事故後の対応等を総合的に考慮の上、今後判断されるべき事項と思われる。しかしながら、それ以前の段階において、東電が支援機構から多額の公的資金の注入を受け、また関係者にも各種協力要請を行っていく以上、法的責任の成立如何にかかわらず、東電の経営者は、道義的観点から一定の経営責任を果たすべきであり、そのことを特別事業計画の中で明らかにすべきである。</p> <p>東電においても、役員の前又は退任、役員報酬の削減、退職慰労金の放棄等の形で経営責任が果たされることが望ましいと考えられ、この内容の妥当性・相当性については、支援機構にて判断されるべき事項である。</p> <p>なお、東電においては、経営責任を明確化する観点から、本年6月に当時の社長及び原子力担当副社長が退任するとともに、役員報酬について、代表取締役は4月支給分について50%、5月支給分以降については100%、常務取締役は4月支給分については50%、5月支給分以降については60%、執行役員は4月支給分から40%の返上・減額措置を行っているが、今後の状況に応じたさらなる経営責任のとり方について、東電は支援機構と真摯に検討すべきである。</p> | <p>現行の役員報酬の減額措置を継続するとともに、「総合特別事業計画」において、役員の前又は退職慰労金の放棄をはじめとする、さらなる経営責任の明確化のための方策について結論を得る。</p> | — |
|------|----------|-----|--|--|---|

第三者委員会の報告書において記されなかった以下の事項についても、機構及び東京電力の責任の下、検討を進める。

| 項目 | | 報告書 | | 対処方針 | 分類 |
|---------|---------|-------|------|--|----|
| 項目名 | 内容 | 記載箇所 | 記載内容 | | |
| 資産売却 | 電気事業資産 | 報告書未載 | — | 安定供給面や経済合理性を勘案しつつ、電気事業資産(発電設備)の売却等について、検討を進める。 | ハ |
| 戦略的事業展開 | 今後の事業展開 | 報告書未載 | — | 戦略的事業展開(資源権益確保、スマートメーター等)を図るため、外部からも新たなビジネスプラン提案を募り、優れた提案を実行する等の具体的施策について検討を進める。 | ハ |